

議案第30号

大阪市診療所における専属の薬剤師に係る配置の基準に関する条例を 改正する条例案

大阪市診療所における専属の薬剤師に係る配置の基準に関する条例（平成24年大阪
市条例第114号）を次のように改正する。

大阪市病院及び診療所における人員及び施設に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条及
び第21条第1項の規定に基づき、病院又は診療所における専属の薬剤師の配置並び
に病院の従業者及びその員数並びに施設に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（病院及び診療所における人員及び施設に関する基準）

第3条 第1条の基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「基準省
令」という。）第6条の6、第19条第2項（第43条の2の規定により読み替えて適
用する場合を含む。）、第3項及び第5項並びに第21条並びに附則第52条第5項及び
第6項並びに第53条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生
労働省令第8号）附則第20条及び第22条に定めるところによる。

（基準省令等の改正に伴う経過措置）

第4条 基準省令（基準省令を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例
の規定による基準に適合している病院又は診療所が当該基準に適合しないこととな
る場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

医療法等の一部改正に伴い、病院又は診療所における専属の薬剤師の配置並びに病院の従業者及びその員数並びに施設に関する基準を定めるため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市診療所における専属の薬剤師に係る配置の基準に関する条例

医療法（昭和23年法律第205号）第18条の規定による専属の薬剤師に係る配置の基準は、医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。